

秦王国の所在地と秦氏の祖・弓月君の故郷 弓月国の考察

丸谷憲二

1 はじめに

秦氏の初見は 608 年の『隋書倭国伝』の秦王国である。秦王国は『隋書』「列傳第四十六 東夷・倭国」と『北史』「卷 94 列傳第 82」に記録されている。『隋書倭国伝』について検証し、『北史』については「文字の校定以外には資料価値を認めなることができない」との評価があり検証しない。

秦王国の所在地と秦氏の祖・弓月君の故郷弓月国について考察する。

2 608 年の記録『隋書倭国伝』 秦王国

『隋書』は、二十四史の一つで第 13 番目にあたる。

明年、上^(一)、文林郎裴清^(二)を遣わして倭國に使せしむ。百濟を渡り、行きて、竹島^(三)に至り、南に耽羅國^(四)を望み、都斯麻國^(五)を経て、遙かに大海の中に在り。又東して一支國^(六)に至り、又竹斯國^(七)に至り、又東して秦王國^(八)に至る。其の人華夏^(九)に同じ、以て夷洲^(一〇)と爲すも、疑わしくは、明かにする能わざるなり。又十餘國を経て海岸に達す。竹斯國より以東は、皆倭に附庸す。

翌年、上（天子）は文林郎の裴世清を使者として倭国に派遣した。百済を渡り、竹島に行き着き、南に○羅国を望み、都斯麻国を経て、遙か大海中に在り。また東に一支国に至り、また竹斯国に至り、また東に秦王国に至る。その人は華夏（中華）と同じ、以て夷洲となす。疑わしいが解明は不能である。また十余国を経て、海岸に達した。竹斯国より以東は、いずれも倭に附庸している。

これは 608 年（大業 4 年、推古天皇 16 年）の記録である。小野妹子の遣隋使派遣は 607 年（大業 3 年）であり、その翌年の 608 年の記録である。小野妹子は「日出ずる處の天子、書を日没する處の天子に致す。無恙きや」云々の国書で知られている。

東洋史の和田清氏（東京帝国大学教授）と石原道博氏（茨城大学教授）説を検証する。

『隋書倭国伝』	和田清・石原道博説
竹島	朝鮮釜山沖の絶影島か
○羅国	濟州島
都斯麻国	対馬
一支国	壱岐
竹斯国	筑紫
秦王国	厳島（松下見林説）、 周防の音を秦王と記録（山田安栄説） 山陽道西部にあった秦氏の居住区とも関係があるまいか。

2.1 秦王国の所在地の推定

東洋史の和田清・石原道博説では、筑紫までは確認されている。「又、東して秦王国に至る」とあり、松下見林氏（国学）は厳島説、石原道博氏（歴史学）は周防説である。和田清・石原道博説では、「山陽道西部

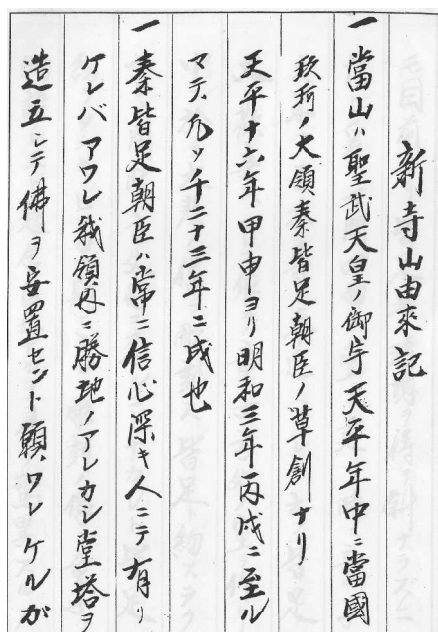
にあった秦氏の居住区とも関係があるまいか。」としている。「山陽道西部にあった秦氏の居住区」が秦王国である。『日本古代地名事典』により、山陽道のハタ地名を調査する。

県別の「ハタ」地名調査結果 単位 数 『新日本地名牽引・第一巻』				
表記区分	山口県	広島県	岡山県	兵庫県
秦			総社市 1	
畑	20	15	19	7
端	豊浦町 1			
幡			倉敷市・牛窓町 2	
合計	21	15	22	7

『和名抄』の県別「ハタ」地名調査結果 単位 数 『古代地名大辞典』『日本古代地名事典』				
表記区分	『和名抄』の訓	広島県	岡山県	兵庫県
幡次郷 はたすき		三次市 1		
幡多郷 はた	波多 発多		岡山市 1	三原町 1
秦原郷 はたはら	波多波良		総社市 1	
八太郷 はた	波多			温泉町 1
服織郷 はたおり		福山市 1		
合計		2	2	2

『古代地名大辞典』『日本古代地名事典』には、山口県の『和名抄』の記録は収録されていない。

『和名類聚抄』は、平安時代の承平年間（931 年～938 年）、勤子内親王の求めに応じて源順（みなもとのしたごう）の編纂である。比較地名学で利用できる最古の史料である。608 年の『隋書倭国伝』の記録と 330 年の開きがあるが、ここから推定しなければならない。



山田安栄氏は周防説である。備前西大寺縁起に関連し、周防の二井寺山極楽寺(山口県岩国市周東町上久原神幡)の新寺山由来記(明和 3 年・1766 年)に「天平年中(729 年～749 年)に玖珂ノ大領秦皆足朝臣ノ草創ナリ」と記録されている。しかし、『和名抄』(931 年～938 年)には記録されていない。つまり、938 年には畑地名を残し、秦氏は移動している。608 年の『隋書倭国伝』の時代には渡来していなかったことになる。

以上の調査結果により、秦王国所在地は『平城宮跡出土木簡』が出土している備前国上道郡幡多郷となる。『出土木簡』に「(表)備前国上道郡幡多郷秦老人庸米三斗、(裏)秦忍山米二斗并五斗」とある。郷域を 1739 年成立の『備陽国誌』には近世の「清水・赤田・高屋・沢田・関・山崎・円山各村の地域」とし、1721 年成立の『備陽記』は「藤原・湊」を追記している。明治 22 年(1888 年)に、関・赤田・藤原・高屋・兼基・今谷・清水・沢田が合併し、幡多村となり、昭和 29 年

(1954 年)に岡山市へ編入合併された。

3 720 年の記録 『日本書紀』 弓月君

『日本書紀』は、日本に伝存する最古の正史で、六国史の第一である。舎人親王らの撰で、養老 4 年（720 年）に完成した。神代から持統天皇の時代までを扱う。全 30 巻。『日本書紀』巻 10

◎是歲弓月君自百濟來歸。因以奏之曰。臣領己國之人。夫百廿縣而歸化。然因新羅人之拒。皆留加羅國。爰遣葛城襲津彥。而召弓月之人。夫於加羅。然經三年而襲津彥不來焉。

応神天皇 14 年に「弓月君を祖とし、百濟より百二十県の人を率いて渡来したと記録されている。重要なのは秦氏との記録が無いことである。あくまでも弓月からの渡来である。渡来の経緯は、応神天皇 14 年に弓月君が百濟から来朝して窮状を天皇に上奏した。弓月君は百二十県の民を率いての帰化を希望していたが新羅の妨害によって叶わず、葛城襲津彦の助けで弓月君の民は加羅が引き受けるという状況下にあった。しかし三年が経過しても葛城襲津彦は、弓月君の民を連れて倭国に渡来できなかった。応神天皇 16 年 8 月、新羅による妨害の危険を除いて弓月君の民の渡来を実現させるため、平群木菟宿禰と戸田宿禰が率いる精鋭が加羅に派遣され、新羅国境に展開した。新羅への牽制は功を奏し、弓月君の民が渡来した。

3.1 弓月君の故郷 弓月国



弓月君は朝鮮半島を経由して渡来している。

秦氏の故郷、弓月国(クンユエ)は中央アジアのカザフスタン内にあり、東の一部がシンチャンウイグル自治区にかかっている。天山山脈のすぐ北側に位置し、南にはキルギスタンが接する。弓月国はシルクロードの北方ルート上にある。バルハシ湖の南、イリ川付近である。弓月国の人々も、

万里の長城の苦役に耐え切れず日本へ渡来した。弓月君は、120 県の大集団を率いての渡来であった。1084 年（元豊 7 年）成立。『資治通鑑』全 294 巻。巻第 199 に弓月の記録がある。弓月国を発見したのは言語学の佐伯好郎氏である。

秋，七月，西突厥沙钵罗可汗寇庭州，攻陷金岭城及蒲类县，杀略数千人。诏左武侯大将军梁建方、右骁卫大将军契苾何力为弓月道行军总管，右骁卫将军高德逸、右武侯将军薛孤吴仁为副，发秦、成、岐、雍府兵三万人及回纥五万骑以讨之。

4 807 年の記録 『古語拾遺』 宇豆麻佐（ウヅマサ）

『古語拾遺』は平安時代の神道資料である。齋部広成が大同 2 年（807 年）に編纂した。全 1 巻。古代の齋部（いんべ）氏の由緒を記した歴史書である。

祖也。秦公祖弓月寧百丹縣氏而歸化。
 其漢直祖阿知使主寧十七縣民來朝。
 爲秦漢百濟内附之民各以爲万計。

截部至於長谷朝倉朝秦氏分散寄餘
 他族秦酒公進仕家龍詔聚秦氏賜於
 酒公仍寧領百八十種勝部織貢詞。
 死續進中因賜姓宇豆麻佐。言隨積益
 綿軟於肌膚故改秦字謂之波陀。仍以秦
 氏所貢絹絲纏祭神劍首。今俗猶然所謂

綿軟於肌膚故改秦字謂之波陀。仍以秦
 氏所貢絹絲纏祭神劍首。今俗猶然所謂
 秦根源自此而後諸國貢調年三盈溢

長谷朝倉朝（雄略天皇）に至って、秦氏を分散して他の一族にそれぞれ隷属させられていた。秦酒公は進んで仕え寵愛を受け、秦氏を集めて、酒公に賜う詔を受けた。彼は百八十種の勝部を率いて蚕を飼い、織物を織り、貢物を奉って庭中に積み上げた。それにより、宇豆麻佐と言う姓を賜った。

宇豆麻佐と言うのは貢物を積むままに埋もれた事である。奉るところの絹・綿が肌膚（はだへ）に柔らかで故に秦の字を読んで之を波陀（ハダ）と言う。また、秦氏の奉る所の絹を以て神を祭る剣の柄を巻き、今の世にも猶然り。いわゆる秦の機織の起こりである。

5 815 年の記録 『新撰姓氏録』 秦の始皇帝三世孫

『新撰姓氏録』は、平安時代初期の815年（弘仁6年）に、嵯峨天皇の命により編纂された古代氏族名鑑である。1182氏を、その出自により「皇別」「神別」「諸蕃」に分類し祖先を明らかにしている。氏族の改賜姓が正確かどうかを判別するために編まれたと。疑問点の多い資料である。

太秦公宿禰、秦始皇帝三世孫、孝武王之後也、男功滿王、足仲彥天皇（諡仲哀）八年來朝、男融通王、（一曰弓月王）譽田天皇（諡應神）十四年來朝、奉二百二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、大鷦鷯天皇（諡仁德）御世、以二百二十七縣秦民分置諸郡、即使養蠶織絹貢之、天皇詔曰秦王所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟、溫煖肌膚、賜姓波多公、秦公酒、大泊瀨幼武天皇（諡雄略）御世、絲綿絹帛悉積如岳、天皇喜之、賜號曰禹都萬佐、

秦忌寸、太秦公宿禰同祖、秦始皇帝之後也、物智王弓月王、譽田天皇（諡應神）十四年來朝上表、更歸國奉二百二十七縣百姓歸化、并獻金銀玉帛種々寶物等、天皇嘉之、賜大和朝津間腋上地、居之焉、男眞德王、次普洞王、（古記曰、浦東君）大鷦鷯天皇（諡仁德）御世、賜姓曰波陀、今秦字之訓也、次雲師王、次武良王、普洞王男秦公酒、大泊瀨稚武天皇（諡雄略）御世、稱普洞王時秦氏挾被却略、今見在者十不存一、請遣勅使、檢括招集、天皇遣使小子部雷、奉大隅阿

考証卷之十八（左京諸蕃・漢・太秦公宿禰の項）に、「ある説では、弓月君は融通王ともいい、秦始皇帝三世孫、孝武王の後裔である。孝武王の子の功滿王は仲哀天皇8年に來朝、さらにその子の融通王が別名・弓月君である。應神天皇14年に來朝した。「渡來後の弓月君の民は、養蚕や織絹に従事し、その絹織物は柔らかく「肌」のように暖かいことから波多の姓を賜うこととなった。

考証卷之二十（山城國諸蕃・漢・秦弔寸の項）に、「仁德天皇の御代に波陀姓を賜った。その末裔は登呂志公、秦酒公を賜り、雄略天皇の御代に禹都萬佐（太秦）を賜った。」とある。

6 901 年の記録 『日本三代実録』 功滿王 融通王

『日本三代実録』は、平安時代に編纂された歴史書。六国史の第六にあたり、清和天皇、陽成天皇、光孝天皇の3代である天安2年（858年）8月から仁和3年（887年）8月までの30年間の記録。延喜元年（901年）成立。筆者は藤原時平、菅原道真、大蔵善行、三條理平。編年体、漢文、全50巻。

后皇太后兩宮鎮魂。此夜同修焉。十一月十五日戊寅依人死穢停止此祭。故延而行之。○廿五日丁巳左京人從五位下行下野權介秦宿禰永原。從五位下守大判事兼行明法博士秦公直宗。山城國葛野郡人外從五位下行音博士秦忌寸永宗。右京人主計大允正六位上秦忌寸越雄。左京人右衛門少志。秦公直本等。男女十九人賜姓惟宗朝臣。永原等自言。秦始皇十二世孫。功滿王子。融通王之苗裔也。功滿占星之意。深向聖朝。化風之志。遠企日域。而新羅邀路。隔彼來王。遂使衛足之草。空宮無仰陽之心。屬天誅伐罪。官軍拂塵。通奉百廿七縣人民。譽田天皇十四年歲次癸卯。是為內屬也。是日。勅諸國史生。不任用當土之人

『日本三代実録』巻 44 陽成天皇 元慶七年十二月（884 年 1 月）に、「惟宗朝臣の氏姓を賜る。秦宿禰永原、秦公直宗、秦忌寸永宗、秦忌寸越雄、秦公直本らの奏上によると、功満王は秦始皇帝十二世孫」とある。（融通王は十三世孫。）

7 まとめ

『新撰姓氏録』『日本三代実録』の「弓月君は秦始皇帝三世孫、孝武王の後裔。融通王、功満王」はあくまでも、「ある説」である。『古語拾遺』の「絹・綿が肌膚（はだへ）に柔らかで故に秦の字を読んで之を波陀（ハダ）と言う。」も創作である。『新撰姓氏録』も、「肌のように暖かいことから波多の姓を賜ることとなった。」と『古語拾遺』を写している。正確には、秦氏の故郷弓月国（クンユエ）では、ハダと発音していた。

「秦王国」は備前国上道郡幡多郷にあった。郷域は明治 22 年(1888 年)の幡多村「清水・赤田・高屋・沢田・関・山崎・円山・藤原・湊」である。

弓月国はシルクロードの北方ルート上にあった。バルハシ湖の南、イリ川付近である。中央アジアのカザフスタン内にあり、東の一部がシンチャンウイグル自治区にかかっている。

8 参考文献

- ① 『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』 和田清 石原道博 昭和 49 年 岩波書院
- ② 新訂増補 国史大系第一巻上『日本書紀前篇』昭和 41 年 吉川弘文館
- ③ 『隋書倭国伝』 <http://members3.jcom.home.ne.jp/sadabe/kanbun/wakoku-kanbun9-zuisho.htm>
- ④ 『古語拾遺』平成 16 年 八木書店
- ⑤ 神道体系古典編『新撰姓氏録』 昭和 56 年 神道体系編纂会
- ⑥ 新訂増補 国史大系 4『日本三代実録』昭和 41 年 吉川弘文館
- ⑦ 『ブアン仏教遺跡と熊山遺跡の比較検討』丸谷憲二 平成 27 年 6 月 14 日
- ⑧ 『平成 26 年度 熊山遺跡群調査研究会総会シンポジウムの考察』丸谷憲二 平成 27 年 6 月 9 日
- ⑨ 『古代地名大辞典 本編』平成 11 年 角川書店
- ⑩ 『日本古代地名事典』吉田茂樹 2006 年 新人物往来社
- ⑪ 『新日本地名牽引-第一巻』1994 年 アブック出版局
- ⑫ 日本歴史地名体系 4『岡山県の地名』1993 年 平凡社
- ⑬ 『秦氏の研究』大和岩雄 1993 年 大和書房
- ⑭ 『岡山市の地名』平成元年 岡山市
- ⑮ 『資治通鑑』 http://www.guoxue.com/shibu/zztj/content/zztj_199.htm